

～探偵業を営もうとする方へ～

探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに、営業を開始しようとする日の前日までに、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、所轄警察署長を経由して、探偵業開始届出書を提出しなければなりません。
 なお、探偵業開始届出書を提出する際には、下記の添付書類と届出証明書の交付手数料が必要となります。

- 届出受理時間～午前9時から午後6時までの間
 - 届出場所～営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課防犯係(許認可担当)
- ※ 土曜・日曜・祝日については閉庁日ですので、届出事務は取り扱っておりません。

☆添付書類☆

添付書類		区分		○履歴書	○住民票の写し(本籍地記載) (外国人にあつては外国人登録原票の写し)	○欠格事由に該当しないことの誓約書面	○登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (成年被後見人に該当しない旨・被保佐人に該当しない旨)	○復権を得ないものに該当しない旨	○市町村の長の証明書(成年被後見人とみなされる者でない旨・被保佐人とみなされる者でない旨・準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨)	○法定代理人の氏名・住所を記載した書面	○未成年者登記簿の謄本	○定款	○登記事項証明書(法人)
		個人	法人										
開始届出書	成年者	成年者		○	○	○	○	○	○				
		未成年者	婚姻している者	○	○	○	○	○	○				
		婚姻していない者	親権者又は後見人から営業を許可された者	○	○	○	○	○	○	○	○		
		営業の許可を受けていない者	法定代理人	○	○	○	○	○	○	○			
		法人	役員		○	○	○	○	○				○

探偵業開始届出証明書交付手数料

3,600円(証紙徴収)

欠格事由

☆次の①から⑥までのいずれかに該当する者は、探偵業を営んではなりません☆

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、又は探偵業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 最近5年間に営業停止命令・営業廃止命令に違反した者
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当するもの
- 法人でその役員のうち①から④までのいずれかに該当する者があるもの